

## 公益財団法人日本高等教育評価機構評価員規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本高等教育評価機構（以下「本機構」という。）が事業として行う大学機関別認証評価を実施する評価員の職務等について必要な事項を定める。

### (評価員候補者の推薦及び登録)

第2条 評価員候補者は、国公立大学及びその他関係機関の長から推薦された者を、評価員候補者として登録する。

### (評価員の委嘱)

第3条 評価員は、理事長が次の者に委嘱する。

- (1) 本機構の評価員セミナーを受講した前条の評価員候補者

### (任期)

第4条 評価員の任期は3年とし、再任は妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事長が必要と認めたときは、3年を限度として別に任期を定めることができる。

### (職務)

第5条 大学評価判定委員会が編成する評価チームに委嘱された評価員は、次の職務を行う。

- (1) 評価対象大学の書面調査
- (2) 評価対象大学の現地調査
- (3) 評価対象大学の調査報告書の作成
- (4) 評価実施のための諸会議
- (5) その他評価の実施に関すること

### (守秘義務)

第6条 評価員は、評価の実施に当たっては公平、公正及び誠実を旨とし、業務上において知り得た情報及び対象大学の評価内容等に係るいかなる情報も他へ漏らしてはならない。

### (セミナー、評価実施等への出席に係る手当及び旅費の支給)

第7条 評価員（評価員候補者を含む。）に対する手当及び旅費の支給については、別に定める。

### (雑則)

第8条 この規程の改廃は、理事会が決定する。

2 この規程に定めるもののほか、評価員に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。(平成24年3月26日理事会議決)